



日刊 重労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番
(公) 043(222) 7207番}

94.1.19 No. 3931

一切の不当労働行為を容認せし 歴史的反動命令(大阪事件)

一切の不当労働行為を否定。

〔三一九七号より続く〕

中労委は、「大阪事件命令」

では、不当労働行為の一切を否

否定し、國労の救済申し立てを

棄却した。地労委命令を全面的

に覆したのだ。われわれは、こ

の命令を怒りなしに読むことが

できない。

大阪では、二名の國労組合員がJR「採用」を拒否され、不當解雇された。この「不採用」の背景は、當時、國鉄当局が動労本部・革マルと結託して、全國で行なわれた「血の入換え」攻撃である。大阪でも、意図的な転換教育が実施され、貨物職場の動労組合員と電車職場の國労組合員の「入換え」が行なわれた。二〇〇名ものE.L機関士がの「過員」がいる状況のなかで、國労組合員(五八名)と全動労組合員(二名)だけを選別して電車運転士からE.L機関士への転換教育が業務命令で強行されたのである。しかも当局は、國労組合員に重処分を加えた。そして、この時の処分(停職六カ月)を理由として二名が「不採用」とされたのである。

言うまでもなく、「血の入換え」は、分割・民営化の過程でのなかでも、最も典型的かつ明白な不当労働行為だ。不当労働

行為に抗議するのは、当然の組合活動である。不当労働行為の救済機関であるべきはずの中労委が、これを否定したのだ。つまり、分割・民営化過程で行なわれた不当労働行為の一切を否定したと言うことだ。断じて許すことはできない。

行為に抗議するのは、当然の組合活動である。不当労働行為の救済機関であるべきはずの中労委が、これを否定したのだ。つまり、分割・民営化過程で行なわれた不当労働行為の一切を否定したと言うことだ。断じて許すことはできない。

「血の入換え」を容認!

当局を擁護し、國労を非難。

ついての判断を回避。

「血の入換え」自体は容認したのである。

ふさわしくないとして採用者名簿に登載せず、その結果、採用された不当労働行為に該当するということはできない」と断じたのである。

この事件の最大の争点は、「血の入換え」「転換教育」が不当労働行為であるか否かである。これに基づく処分は無効となる。国労側の主張もJR側の主張も、焦点はここに絞られていた。ところが、驚くべきことに中労委命令は、一言も、この点についての判断をしていないのだ。逆に言うと、はじめから「申し立て棄却」の結論が決められてきたために、あまりにも明白な不当労働行為である「血の入換え」に対する判断を一切避けておなつているのである。

「転換教育」について、かるうじて書かれているのは、「國労受講者が抱いた不安や疑問を解消するための対応には適切さが欠けていた」というだけである。これは問題の完全なすり替えだ。不当労働行為の問題を「不安や疑問を解消するための対応」にすり替えることを通して、

中労委は、「管理運営事項に該当するかは、団交事項に該当するかはともかくとして、……」と一切の判断を回避し、先のとおり、逆に國労非難に及ぶのである。まさにペテンだ。

そして命令の結論は、「業務命令を拒否して職場秩序を混乱させた」「業務の正常な運営を阻害するものであつて、正当な組合活動と評価しうるものではない」とは不当労働行為ではないのか。

中労委は、こうしたことの全てに蓋をし、黙して語らないことを通して、國鉄＝JRの行なつた一切の不当労働行為を容認したのである。

この命令は、断じて許せぬ歴史的な反動命令だ。

中労委は、こうしたことの全てに蓋をし、黙して語らないことを通して、國鉄＝JRの行なつた一切の不当労働行為を容認したのである。

この命令は、断じて許せぬ歴史的な反動命令だ。